

第3次野洲市男女共同参画行動計画に基づく令和2年度事業実績

【取組評価】

- A：プラン目標に沿った事業展開が概ねできた。(達成率80%以上)
- B：プラン目標に沿った事業展開がある程度できた。(達成率50%以上80%未満)
- C：プラン目標に沿った事業展開があまりできなかった。(達成率50%未満)
- D：プラン目標に沿った事業展開がまったくできなかった。(達成率0%)

資料1

基本目標 I あらゆる分野への男女共同参画
重点課題 1 女性も男性もともに参画するまちづくり

No.	施策	プランやす事業名	プランやす事業の概要	担当課	2020年度(R2年度)事業実績等		課題・問題点等	第3次行動計画終了時点(令和2年度)での到達目標	備考
					取組評価	事業実績及び取組評価の理由等			
1	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	女性委員の積極的登用の推進	審議会・委員会については、男女のバランスがよい組織となるようにします。	人権施策推進課(全課)	B	「女性委員比率40%」の達成に向け、各所属に女性委員の登用を推進するよう取組を進めた。R3.1月に審議会等女性委員の割合調査を実施した。調査結果は公開をして啓発に努めた。全体に占める女性委員の比率は、昨年度と比較すると僅かに減少しているものの、女性委員の比率が40～60%にある審議会等の割合は増加している。	各審議会、委員会等の担当課の配慮・協力も必要であるが、充て職等により達成できない場合もある。	各種審議会、委員会の女性委員比率を40%にする。	
2		女性委員の参画状況調査	各種審議会や委員会の女性の参画状況や市民公募制の実施状況を定期的に把握します。定期的に調査した結果は、広報誌やホームページなどを通じて公開します。	人権施策推進課	A	各審議会や委員等の女性の参画状況の調査を1月に実施し、把握に努めた。調査結果については、ホームページに公開した。		定期的な女性委員の参画状況調査の維持。	
3		委員選出方法の検討	女性の参画をより一層推進できるよう、審議会や委員会などの委員選出方法の見直しや、関係団体への女性推薦依頼を検討します。	人権施策推進課(全課)	B	男女共同参画審議会等での意見等を各部長は把握しており、また、関係課に委員の交代・異動等の際に、女性の参画を働きかけた。		各種審議会、委員会の女性委員比率を40%にする。	
4		女性職員の登用促進	女性の採用や管理職への登用は、その能力や成績を基に、市が他の模範となるように進めます。	人事課	A	令和2年度の採用試験における女性の受験者数は50.68%、と半数以上を占め、採用者における女性の割合についても73.91%と、前年度より大幅に増加した。今後も、優秀な女性職員の採用につなげるよう、魅力ある職場であること等の啓発を行っていく。また、課長級以上の管理職員に占める女性の割合は28.57%と対前年約3%の改善となった。今後も、人事評価制度の適切な運用により、女性職員の昇任等適正な人事管理に努めていく。		平成36年度までに、課長級以上の管理職員に占める女性の割合を30%以上とする。	
5			女性活躍推進法に基づき、女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析を行います。また、それを踏まえ、数値目標や取組内容などを盛り込んだ「事業主行動計画」の策定・公表を行うとともに、女性の活躍に関する情報の公表を行います。	人事課	B	課長級以上の管理職員に占める女性の割合は、課長級園長の職員の退職が少なかったことで28.57%と前年度より上昇した。さらに目標値へ近づけることができるよう、今後も、自身の能力開発のための研修へ積極的に参加できるよう、職場環境づくりに努めていく。		平成36年度までに、課長級以上の管理職員に占める女性の割合を30%以上とする。	
6		人材に関する情報の収集・整備・提供	男女共同参画推進におけるリーダー育成のため、学習や実践活動の場、情報の提供を行います。	人権施策推進課	A	G-NET主催の各種事業のチラシを窓口に設置し、情報提供を行った。		各種事業への参加者を増加させ、現在不在である公募での審議会委員を選出する。	
7		各種団体などへの意識啓発	地域社会において、伝統的な文化として受け継がれている諸行事や、PTA・子ども会などの地域活動に男女が積極的に共同参画できるように推進します。	生涯学習スポーツ課	B	各自治会より推薦いただいている生涯学習推進員について、積極的に女性を推薦いただけるよう働きかけを行いました。		女性委員の増加	

No.	施策	プランやす事業名	プランやす事業の概要	担当課	2020年度(R2年度)事業実績等		課題・問題点等	第3次行動計画終了時点(令和2年度)での到達目標	備考
					取組評価	事業実績及び取組評価の理由等			
8	女性(1)の参画促進	自治会長などへの啓発推進	自治会における運営・方針決定過程の場への女性の参画について促進されるよう、また、自治会役員に女性の参画が進むよう啓発します。	協働推進課	A	自治会の地域活動における運営・方針決定過程の場への女性の参画が促進されるよう、啓発資料を配布した。		女性自治会長など自治会役員への女性の参画の増加。	
9	エン(2)の女性促進	女性リーダー育成、女性の人材開発・研修	あらゆる分野の活動において、女性がリーダーとして活躍できるよう、幅広い視野や知識を身につけ、実践できる機会を提供します。	生涯学習スポーツ課	B	生涯学習カレッジ等の講座などを実施する際、性別にかかわらず参加していただくよう呼びかけました。		女性リーダーの増加と女性リーダーが活躍できる場の提供	
10	(3)環境男女共同参画の視点に立った防犯、防災、	男女共同参画の視点に立った防犯分野の促進	防犯分野における方針決定の場への女性の参画が進むよう必要な情報の提供などの支援を行います。	危機管理課	A	野洲市地域安全連絡会議では、委員15名中5名の女性委員に委嘱を行い、防犯対策への女性の意見の反映に努めた。		きめ細やかな情報の提供。	
11		災害時における男女共同参画の推進	防災(災害復興も含む)分野における方針決定過程の場への女性の参画が進むよう必要な情報の提供などの支援を行い、男女共同参画の視点に立った意見を取り入れながら、避難所、備蓄品などの整備を行います。	危機管理課	A	避難所の開設・運営において、女性などの要配慮者に配慮した空間の確保等の訓練の実施した。毎月の消防団幹部会議にYFL(女性消防団)の参画と意見等を反映することができた。		女性の意見を反映した整備を行う。女性委員の参画を促す。	
12		男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進	環境分野における男女共同参画を推進し、市民一人ひとりの環境問題への意識を高めるとともに、持続可能な循環型社会の実現をめざします。	環境課	A	環境基本計画の各プロジェクト活動を展開し、その情報をニュースレターの発行やHPにおいて周知して性別を問わず多くの参加を得た。環境基本計画推進会議の個人会員は男性37人、女性32人となっており、役員は男性6人、女性5人の構成となっていることから、性別にかかわらずともに積極的な参画の結果であると考えられる。		既に環境基本計画推進会議の個人会員及び役員の女性構成割合が40%を上回っており、男女比1:1となるよう、維持向上を図る。	
13		さまざまな分野の防犯促進、	地域おこし、まちづくり、観光分野など、さまざまな分野における方針決定の場への女性の参画が進むよう取組を進めます。	企画調整課 協働推進課 商工観光課	B	野洲市総合計画審議会の委員29名のうち6名は女性に参画いただいた。 野洲市商工業振興基本計画検討委員会の委員10名のうち2名は女性に参画いただいた。	女性委員を希望しても、構成組織自体、女性の割合が少ないという要因がある。	女性委員の参画を促す。	協働推進課においてはR2実績なし
14		防災、	行政経営改善及び公共施設等のあり方に関する計画の策定及び推進に係る事項等について、男女共同参画の視点に立って調査・審議等を行います。	企画調整課	B	野洲市都市経営審議会の委員7名のうち3名は女性に参画いただいた。		女性委員の参画を促す。	
15		男女共同参画の視点に立ったさまざまな分野の促進	男女が安心して学習に参加できるよう、市が主催する講座などの事業においては、託児を実施します。	人権施策推進課(全課)	A	必要と思われる事業については、託児を実施する体制を整えた。(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業中止となり利用はなかった。)		託児実施の継続。	

重点課題 2 多様な選択のできる環境づくり

No.	施策	プランや事業名	プランや事業の概要	担当課	2020年度(R2年度)事業実績等		課題・問題点等	第3次行動計画終了時点での到達目標	備考
					取組評価	事業実績及び取組評価の理由等			
16	(1) 多様な働き環境の整備ができる就業	関係法令などの周知	働く女性が性別により差別されることがなく、能力を十分発揮し充実した職場生活がおくれるよう、男女雇用機会均等法や労働基準法などの社会制度の周知や職場におけるセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)やマタニティ・ハラスメント(マタハラ)の禁止の啓発に努めます。	商工観光課	A	第1回経営者・管理者研修会において、マタニティハラスメントを含むハラスメントに係る研修を行い、男女雇用機会均等法や育児介護休業法の改正などについて周知ができた。		取組を継続する。	
17		企業向け学習機会の確保と啓発	企業・事業所などに対して男女の対等な職業観・労働観の醸成を図るため、企業人権啓発推進協議会などの各種研修会で女性問題や男女共同参画について学習する機会の提供や広報啓発に努めます。	商工観光課	A	第2回経営者・管理者研修会において、「ダイバーシティと男女共同参画との深いかかわり」をテーマに研修を行った。		取組を継続する。	
18	(2) た職業の能力策開発推進・向上	企業内教育の促進	多様な職種・職域などに女性が男性と対等に参画し、能力を発揮していくための教育訓練や能力開発研修が積極的に行われるよう、企業に協力を依頼します。	商工観光課	A	「ダイバーシティと男女共同参画との深いかかわり」をテーマに研修において、女性活躍推進法の周知及び両立支援や助成金等の案内を行った。		取組を継続する。	
19		各種講座など学習機会の充実	女性自身が多様な能力を身につけ、主体的に学習活動に参加できるよう学習・講座などのプログラムを検討し、内容の充実に努めます。	生涯学習スポーツ課	B	生涯学習カレッジ等の講座などを実施する際、性別にかかわらず参加していただくよう呼びかけました。		女性参加者の増加	
20		女性の起業支援	事業を起こそうとする女性に対して、関係機関と連携しながら必要な情報を提供し、相談に応じるなどの支援策を図ります。	商工観光課	B	創業を希望する人、興味のある人の拡充のため、創業塾を年4回開催した。受講生は、9名。(内女性3名)。創業者は、1名。(女性)。なお、平成29年度から男女合同での研修となっている。	創業に至らない場合もあるため受講後も含めた支援が課題である。	取組を継続する。	
21	(3) 就業のた	就業情報提供	関係機関と連携しながら、就職、転職、再就職を希望する女性に対して、就業に関するさまざまな情報提供を行っていることを市民に周知徹底し、だれもが迅速に身近なところで情報が得られるように努めます。	市民生活相談課	A	やすワークを活用し就業困難者の就業支援を行ったことで延べ99人の就業決定となりました。		取組を継続する。	

重点課題 3 職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

No.	施策	プランや事業名	プランや事業の概要	担当課	2020年度(R2年度)事業実績等		課題・問題点等	第3次行動計画終了時点での到達目標	備考
					取組評価	事業実績及び取組評価の理由等			
22	ワーク・ライフ・バランスの促進	多様なニーズに対応した就業形態などの普及啓発	育児・出産・介護などにあたる男女がともに育児・介護休業制度を利用でき、仕事優先の勤務観を積極的に是正し、職業生活と家庭生活を両立できるよう、啓発に努めます。	商工観光課	B	10月の「仕事と家庭を考える月間」時に、厚生労働省から送られた「ワーク・ライフ・バランスの推進」の関係資料等を窓口を設置し、啓発した。		取組を継続する。	

No.	施策	プランやす事業名	プランやす事業の概要	担当課	2020年度(R2年度)事業実績等		課題・問題点等	第3次行動計画終了時点での到達目標	備考
					取組評価	事業実績及び取組評価の理由等			
23	(1)ワーク・ライフ・バランスの促進	仕事と家庭の両立のための支援・啓発	職業生活と家庭生活を両立し、女性が働き続けることができるような支援環境の整備について企業に働きかけます。	商工観光課	B	第2回経営者・管理者研修会において、「女性の活躍推進(ポジティブアクション)及び女性の人権に関する問題等」をテーマに研修において、両立支援や助成金等の案内を行った。		取組を継続する。	
24			育児や介護をしながら働く人やパートタイム、派遣で働く人等の労働に関するさまざまな相談に対応し、短時間正社員制度、テレワーク、在宅就労など、ワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方について普及促進を図ります。	商工観光課 市民生活相談課	B	(商工観光課) さまざまな相談内容に応じて情報提供を行った。また、女性の人権だけに限らず、広く人権に関する研修を年間5回実施した。 (市民生活相談課) 労働相談に対し、労働基準監督署や法律相談を紹介するなど対応した。		取組を継続する。	
25			男女共同参画が男性にとってもメリットがあり、男性の多様な生き方や豊かな人生につながるものであるという意識の醸成を図ります。また、イクメンやイクボスの養成を推進するとともに、男性の仕事と子育ての両立を支援する社会的な機運醸成を図ります。	商工観光課 人権施策推進課	B	(商工観光課) 男性にとっての男女共同参画に関するポスターやチラシ等を窓口に設置した。また、女性の人権だけに限らず、広く人権に関する研修を年間研修を年間計画に基づき実施した。 (人権施策推進課) 男性にとっての男女共同参画に関するチラシ・冊子等を窓口に設置した。		取組を継続する。	
26			男女ともに介護に直面しても退職することなく、また、孤立することなく、介護保険等のサービスを活用しながら仕事と介護が両立でき、安定した生活が送れるよう支援します。	介護保険課	B	介護の必要が生じたときに、介護保険サービスがスムーズに提供されるよう、認定申請窓口での対応を丁寧かつ速やかに行うとともに、調査→審査→決定の時間を可能な限り短縮するよう努めた。		○必要な介護サービスが、スムーズに必要な人に提供されるよう、窓口対応・手続案内等を充実させる。 ○市民が求める介護サービスが、適正な保険料の範囲で可能な限り充実されるよう事業者を促し、かつ、支援する。	
27			女性活躍推進法に基づき、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するよう事業主に働きかけます。	商工観光課	B	「ダイバーシティと男女共同参画との深いかかわり」をテーマに研修において、ポジティブ・アクションに取り組む県内外の企業事例を取り上げて学習いただいた。			
28		対等な家族的責任の周知	働く男女が対等に育児・介護などを担うことによって職場で差別的な取り扱いを受けることがなく、安心して働き続けることができるよう啓発に努めます。	商工観光課	B	第1回経営者・管理者研修会において、マタニティハラスメントの事例を挙げて、職場での差別的取り扱いの防止措置義務について学んでいただいた。			
29	業く(な場2どづ)く多のり様改(な善農働	農業などに従事する女性の地位向上	女性が農水産業などの第1次産業で果たしている役割に対する理解の促進と立場の向上を目指し、家族経営協定の締結促進に努めます。	農林水産課	B	令和2年度は、協定締結者がいなかったが、認定農業者の更新時期等、対象者には周知を行った。		取組を継続する。	

No.	施策	プランやす事業名	プランやす事業の概要	担当課	2020年度(R2年度)事業実績等		課題・問題点等	第3次行動計画終了時点で到達目標	備考
					取組評価	事業実績及び取組評価の理由等			
30	(2) 多様な働く場づくり(農業など)の改善	農業などに従事する女性の地位向上	農業委員に農業生産の重要な役割を担っている女性農業者や青年農業者などの意欲ある担い手が推薦されるよう、市や議会へ働きかけます。	農業委員会	B	前期(第23期)農業委員定員26名に対し女性が5名、今期(第24期)は定員26名に対し女性農が6名選出され委嘱した。また、前年度40代の委員は1名であったが、今期は30代が1名、40代が4名であった。いずれも推薦団体の理解と協力の結果と考える。	目標到達のためには、さらなる推薦団体の理解と協力および人材(女性)発掘が必要。	委員会の女性・青年(性別問わず)比率を40%にする。	
31		技術研修機会などの確保	第1次産業に従事する女性が能力を発揮し、いきいきと活躍できるよう活動支援と研修機会の確保に努めます。	農林水産課	B	窓口にチラシを設置したり、ポスター掲示を行うほか、各農業者に農業大学校等の研修の周知を行った。			
32		家内労働者の労働条件の改善	家内労働者(自営業など)の労働条件の改善を図るため、家内労働法の周知や多様な活動ができるよう啓発に努めます。	農林水産課 市民生活相談課	A	(農林水産課) 認定農業者の更新時期等に、家族経営認定の締結を促した。 (市民生活相談課) 県から月2回送付の内職情報の市施設(8か所)への配置により、家内労働に関する周知を行った。			
33	(3) 子育てを支える社会的基盤の整備など	保護者の就労保障の拡充	子どもをもつ保護者が安心して働き続けられるよう保育所における待機児童をなくし、延長保育、休日保育、一時保育、病後児保育、ファミリーサポートセンター、幼稚園における預かり保育などの多様な保育サービスの充実に努めます。	こども課	B	・待機児童の解消対策として、令和2年度に保育所定員を見直し、幼1,265人、保1,110人とした。 ・体調不良児対応型を公立4園、私立1園で実施し、病児対応型及び病後児対応型を民間小児科医院1箇所で開催した。	・利用定員の増員による保育サービスの充実を図っているが、保育士・教諭の確保について困難であることが課題である。		
34		子ども・子育て支援事業計画の推進	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安心して子どもを生み育てられる良好な保育環境の整備を積極的に推進します。	こども課	A	・第二期野洲市子ども子育て支援事業計画の期間は令和2年から令和6年度までの5か年計画となっているが、待機児童が生じていることから、速やかな対策として、子育て支援会議において、地域型保育の導入について検討を行った。検討の結果、地域型保育の導入を位置付ける内容で、当該計画の一部見直しを行った。	計画を進めていく中で、課題や改善点を把握し更に質の高い施策の展開ができるよう努力する必要がある。		
35		放課後児童健全育成対策の安定かつ持続ある運営の推進	放課後などの保護者が不在時の児童の安全な居場所として、適切な指導のもとで安全にいきいきと過ごすことができるよう放課後児童クラブ(学童保育所)の安定かつ持続ある運営を図り、就労支援を行います。	こども課	A	・市内こどもの家24か所1,055人の定員を確保し、結果待機児童は0人であった。 ・北野こどもの家では、季節時に定員を超えたものの、北野小学校音楽室の利用により、待機児童なしとした。	・今後もニーズが増加する地域もあり、定員超過が見込まれるため、定員確保の対策を講じる必要がある。		

基本目標 II 男女共同参画を進める意識づくり
重点課題 1 家庭における男女平等の意識づくり

No.	施策	プランやす事業名	プランやす事業の概要	担当課	2020年度(R2年度)事業実績等		課題・問題点等	第3次行動計画終了時点で到達目標	備考
					取組評価	事業実績及び取組評価の理由等			
36	女に(の平お1促等け)進教る家育男庭	男女平等意識の促進	あらゆる機会を通じて、日常生活における家事分担などを性別によらず、家族が協力し担っていく環境づくりを推進し、男女平等意識の定着化に努めます。	生涯学習スポーツ課	B	講座等では、身近な課題を取り上げた。		女性参加者の増加	

No.	施策	プランやす 事業名	プランやす 事業の概要	担当課	2020年度(R2年度)事業実績等		課題・問題点等	第3次行動計画終了時 点での到達目標	備考	
					取組 評価	事業実績及び取組評価の理由等				
37	(1) 家庭における男女平等教育の促進	男女平等意識の促進	男女共同参画を専門とする人権啓発講師を委嘱し、学習会などに派遣します。	人権施策推進課	A	人権啓発講師に男女共同参画の研修をしていただける講師を委嘱した。				
38			じんけんセミナーや地区別懇談会で男女平等意識の向上に努めます。	人権施策推進課	B	地区別懇談会において、テーマ選定に悩む自治会に、男女共同参画についてのテーマ・講師を紹介するよう努めた。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため地区別懇談会の中止を決定する自治会が多かった。				
39		子育て教室などの拡充	子どものころから男女平等意識を養っていくために、家庭における子どものしつけや教育について、保護者が十分に学習できるよう家庭教育に関する学習機会を拡充します。	生涯学習スポーツ課	C	令和2年度に計画していたPTA連絡協議会の研修会等の機会を通じて、家庭教育についての学習機会の提供を行う予定をしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止になった。		家庭において、男女平等意識の学習ができるよう、研修機会の提供をめざす。		
40		男性の学習機会の充実	男性の育児への共同参画についての理解や参加を促進するとともに、男女がともに積極的に育児に取り組むよう啓発に努めます。	健康推進課	B	出産準備教室 年9回 参加者 実18人 (内訳: 母親11人、父親7人) ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、個別対応にて実施(規模縮小)。 夫婦で参加することで妊娠期から出産育児を主体的に受け止め父母の自覚を持ち、家庭での役割分担等について話し合う機会となった。	主に母親の参加であり、共に育児をする方、夫婦での参加、パートナー・父親の参加も可能であることを周知・啓発する。			
41			健康料理サークル活動や介護教室などに男性の参加を促進します。	高齢福祉課	B	男女の違いにこだわらずに、積極的に地域活動やボランティアをすることを促すため、ボランティア講座を野洲市社会福祉協議会と連携して開催した。		男性の高齢者が、現役就労時代の経験を生かし、又は、体力等を生かして、介護など女性が中心とされてきた分野に多く参加できるようになることをめざす。		
42		子育て相談事業の拡充	男女が協力し、安心して子育てができるよう、相談事業を充実します。	ふれあい教育相談センター 発達支援センター	A	(ふれあい教育相談センター) 相談者の悩みや不安を和らげ、解決に向けての提案や支援を行いました。 63件(延べ914件)の相談があり、そのうち15ケースが終了しました。 (発達支援センター) 心身の発達に支援を必要とする人及びその保護者・家族、支援者に対して、相談支援事業(電話や来所等による相談)を実施しました。 学齢期の子の親からの相談支援数は延べ1,073件で、内訳として母からが975件、父からが48件、両親からが50件です。		相談者である保護者・家族が安心して子育てができる。		
43	(2) 識 醸 自 成 立 意	キャリア形成への支援	女性の就労、家庭生活、地域活動など、それぞれの活動を両立する生き方が尊重され、身につけた能力が活かせるよう、キャリア支援に関する相談の充実を図ります。	市民生活相談課	A	子育て家庭支援課と連携し職業訓練等の適切な情報提供など、キャリア支援を効果的に行いました。		取組を継続する。		

No.	施策	プランやす事業名	プランやす事業の概要	担当課	2020年度(R2年度)事業実績等		課題・問題点等	第3次行動計画終了時点での到達目標	備考
					取組評価	事業実績及び取組評価の理由等			
54	同(3)地域分野における男女と共通の参画意識の浸透と仕組みづくり	女性参画のための仕組みづくり	女性が自信をもって役員、代表者などを行えるよう、地域において女性の参画を推進する仕組みづくりや働きかけを進めています。	協働推進課	A	自治会の役員等に女性の参画が拡大するよう、啓発資料を配布した。		様々な場面での啓発資料の配布や啓発の取り組みが図られる。	

重点課題 3 男女平等教育の推進

No.	施策	プランやす事業名	プランやす事業の概要	担当課	2020年度(R2年度)事業実績等		課題・問題点等	第3次行動計画終了時点での到達目標	備考
					取組評価	事業実績及び取組評価の理由等			
55	(1)男女共同参画の視点に立った学校・園所教育の推進	学校・園所における男女平等教育の促進	男女が協力し合い、互いの人権を尊重し合える関係を築いていくために、性別にとらわれないジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)に敏感な視点を大切に教育・保育活動に取組みます。	人権施策推進課 学校教育課 こども課	A	(学校教育課・人権施策推進課) 小中学校では、各授業や日常生活においてジェンダーに敏感な視点を大切にしながら、人権学習の時間を中心に男女の平等、男女雇用機会均等々の理念について学ぶことができた。 (こども課) 日常保育や集会等を通して、課題にそった話し合いを行い、共に気づき、考えあえるよう推進を図る。また、職員研修を通して、主体的に学びあい、人権感覚を磨く取り組みを行った。		県作成の副読本とともに、各園での独自教材づくりにも取組み、保育に活用する。	
56		人権意識の育成	学校での生活のあらゆる機会を通して、日常的な人とのかかわりを大切に人権学習の取組を推進し、人権意識の育成に努めます。	学校教育課	A	教職員、児童生徒の人権意識や人権感覚を高めるために、日常の生活の事柄を題材に人権学習や人権研修を行った。			
57			幼稚園・保育園での遊びや生活を通じた男女平等教育の取組を進めると共に、取組状況を保護者に知らせ、保護者への啓発活動を行います。	こども課	A	男女共同参画の視点から、きめつけや見方、考え方について日常保育や保護者研修を通して啓発、推進を行った。		男女共同参画の視点にたった子育てについて保護者との共通理解を図り、年齢に応じた保育を推進する。	
58		学校・園生活などの点検・見直し	学校・園生活のなかで、気付かないまま性別役割分担を前提に活動したり、男女で異なる評価基準を用いたりすることがないように点検・見直しを図ります。	学校教育課 こども課	A	(学校教育課) 年間2回の市内各校に対する人権同和教育計画訪問において、男女共同参画の重要性についても指導助言を行った。 (こども課) 日常の子どもの姿や言動の中で課題として考えるべきことについて、集会を持ち、啓発劇やスライド等を通して、問題提起し、考え合うと共に、即時に保護者へもおたよりを発行し、啓発を行った。		性別による役割や不合理について職員が正しい理解と認識を深め、男女参画社会の一員となるべく子どもの育成を図る。	
59		教職員・保育士の学習・研修の促進	教職員や保育士の資質向上をめざし、男女平等教育の研修機会の充実を図ります。また、民間の保育所にも呼びかけ、男女平等意識の高揚に努めるよう研修を実施します。	学校教育課 こども課	A	(学校教育課) 市内に勤務するすべての教職員が人権感覚を研ぎ澄ますために、校園所人権教育推進委員会において、研修機会の提供、各校園所への情報提供を行った。 (こども課) 身の回りの身近な事柄を通して、職場や家庭、社会でのきめつけや偏見について職員間で話し合ったり、人権研修会に参加し、意識変革を図った。		男性保育士・教諭の職場環境や、男女がともに理解・協力し合って保育に取り組める職場づくりへの意識を向上する。	

No.	施策	プランやす事業名	プランやす事業の概要	担当課	2020年度(R2年度)事業実績等		課題・問題点等	第3次行動計画終了時点(令和2年度)での到達目標	備考
					取組評価	事業実績及び取組評価の理由等			
60	(1) 男女共同参画教育の視点に立った学校・園所	副読本・教材の充実	県作成の男女共同参画社会づくりに関する副読本活用に努めます。また、男女平等の視点に立った副読本や教材、絵本・玩具を選定し、充実させます。	学校教育課 こども課	A	(学校教育課) 県女性活躍推進課が作成している男女共同参画社会づくりに関する副読本等を活用した。 (こども課) 男女平等、ジェンダーに関する絵本や手づくり教材などを保育場面の中で、活用し、考え合える場を意図的に設け、積極的に取り組んだ。		県作成の副読本とともに、各園での独自教材づくりにも取組み、保育に活用する。	
61		発達段階に応じた適切な性教育の推進	発達段階に応じた適切な性教育を推進し、性差を正しく理解するとともに、自他の生命を大切にし互いに尊重しあえる実践的態度の育成に努めます。	学校教育課 こども課	A	(学校教育課) 心理面、身体面、社会面について、発達段階に応じて系統的に学習に取り組んだ。 (こども課) 絵本等の教材を利用しながら、自分の体の仕組みを知る機会とし、発達段階に応じて保育の中で性差について正しく知らせた。		県作成の副読本とともに、各園での独自教材づくりにも取組み、保育に活用する。	
62		キャリア教育の推進	子どもの時から就労の重要性を認識するとともに、幅広い職業選択や仕事の大切さを学ぶ機会をもち、主体的に進路を選択できる力を身につける教育・体験活動を推進します。さらに仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の重要性についても理解を深められるよう努めます。	学校教育課	A	小中学校のそれぞれの発達段階に応じて、働くことの大切さや進路の選択について学ぶ機会を設定し、仕事の大切さや、将来への見通しについて学ぶことができた。			

重点課題 4 国際社会への対応

No.	施策	プランやす事業名	プランやす事業の概要	担当課	2020年度(R2年度)事業実績等		課題・問題点等	第3次行動計画終了時点での到達目標	備考
					取組評価	事業実績及び取組評価の理由等			
63	取組との協調	世界の動向や国内制度などの研修と啓発	人権問題、女性問題の国際的な課題や取組を啓発し、海外情報の収集や情報の提供、活動支援を図ります。	人権施策推進課	A	国や県、関係機関からの情報収集を行った。	活動支援については実施できなかった。	国際社会の状況に関心を持てるチラシ・冊子等の確保。	

重点課題 5 男女間のあらゆる暴力の根絶と人権の尊重

No.	施策	プランやす事業名	プランやす事業の概要	担当課	2020年度(R2年度)事業実績等		課題・問題点等	第3次行動計画終了時点での到達目標	備考
					取組評価	事業実績及び取組評価の理由等			
64	(1) 性の尊重の推進についての啓	性の尊重の広報・啓発	男女が互いの性についての理解を深めるとともに、生涯を通じた健康管理の重要性についての認識を高め、生命と性を尊重する意識の醸成と理解が深まるよう広報・啓発に努めます。	健康推進課	A	・世界エイズデー(12月)にはセンターにポスター提示し啓発した。 ・母子健康手帳発行時に相談対応、支援を実施 ・子宮頸がん、乳がん検診について広報やホームページで啓発した。		生涯を通じた健康づくりのために、啓発や受診勧奨を推進する。	
65		性知識の普及	性に関する正しい教育の推進と正しい知識、性的マイノリティと呼ばれている人たちの人権の尊重の普及に努めます。	学校教育課 人権施策推進課	A	(学校教育課) 学校におけるLGBT等に関する啓発、研修を進めている。 (人権施策推進課) 人権センターロビーにてLGBTの啓発パネルを展示した。		正しい性知識が得られる情報提供の継続。	

No.	施策	プランやす事業名	プランやす事業の概要	担当課	2020年度(R2年度)事業実績等		課題・問題点等	第3次行動計画終了時点(令和2年度)での到達目標	備考
					取組評価	事業実績及び取組評価の理由等			
66	(2) かけがえない命を大切に する意識の浸透	男女間での暴力を許さない意識 づくり・取組	男女間の暴力は、個人の問題ではなく社会全体に深刻な影響を与える人権問題であるとの認識が浸透するよう啓発や広報を充実させます。	家庭児童相談室	A	広報やホームページに掲載し、男女間暴力は人権問題である旨の周知を行った。		男女間の暴力は人権問題であるとの認識を深める。	
67			男女間での暴力やセクシュアル・ハラスメント、ストーカーなどについて、関係部署と連携し、支援情報を提供します。	家庭児童相談室	A	コロナ禍の中、野洲市要保護児童対策地域協議会関係機関との連携により、情報共有を行った。また、必要に応じてケース会議を開催し、支援方法の検討を行った。		男女間の暴力に対して、関係機関との連携の強化。	
68			DV被害の相談窓口の周知を図り、必要な援助が受けられるよう体制を充実します。また、二次被害の防止に努めます。	家庭児童相談室	A	広報やホームページ、子育て家庭訪問事業等により、相談窓口の周知を行った。		DVに対する相談体制と支援の充実。	
69			「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12～25日)などの機会をとらえて、配偶者や交際相手などからの暴力防止に対する意識啓発を図ります。	家庭児童相談室	A	11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」について、広報に掲載し意識啓発を図った。		DVに対する市民意識の向上。	
70			中学生、高校生、大学生などの若年層に対して、デートDV防止啓発などを通して、お互いがより良い関係を築いていくことの大切さについての啓発や、性暴力、ストーカーの被害者にも加害者にもならないための予防啓発・教育を実施します。	学校教育課 人権施策推進課	B	(学校教育課) 中学校では、道徳や保健体育において、互いの性差を尊重し合う人間関係づくりについて学んだ。 (人権施策推進課) チラシを設置し啓発を行った。			
71		男女の人権に関する啓発の充実	地区別懇談会など各種事業を通じて女性の人権問題の啓発に努めます。	人権施策推進課	B	地区別懇談会を通じて、男女平等意識の向上に努めているが、今年度は新型コロナウイルス感染症防止のため開催中止となることが多かった。		地区別懇談会の男女共同参画研修において、意識啓発を図る。	
72		学習資料の充実	男女共同参画や女性の人権問題にかかわる人権学習資料の内容をさらに充実させ、家庭や地域で考える機会の拡充に努めます。	人権施策推進課	B	今年度は新型コロナウイルス感染症防止のため事業はすべて開催中止となった。		男女共同参画フォーラムにおいて、家庭から、地域から、それぞれの立場から課題提供をしていただき、参加者とともにそれについて考える機会を持つ。	

基本目標 Ⅲ だれもが安心して働き暮らせるまちづくり
重点課題 1 一人ひとりの自立のためのまちづくり

No.	施策	プランやす事業名	プランやす事業の概要	担当課	2020年度(R2年度)事業実績等		課題・問題点等	第3次行動計画終了時点での到達目標	備考
					取組評価	事業実績及び取組評価の理由等			
73	(1) 子育て支援の充実	ひとり親家庭の自立と生活の安定のための事業の拡大	ひとり親家庭の多くは、経済的、社会的、精神的に不安定な状態におかれがちなため、それぞれの家族形態、就労形態にあわせた支援情報の提供や相談体制の充実を図ります。	子育て家庭支援課	A	母子・父子自立支援員等が、相談に応じ、家庭の状況に応じた制度等の活用やひとり親家庭の自立に向けた支援を行った。コロナ禍で、貸付や給付金等の相談が多く、昨年度より母子相談は約700件増となった。 ・母子自立支援相談 2,860件 ・父子自立支援相談 52件 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金交付対象者 2件 ・プログラム策定 45件(新規就労 27件)		ひとり親家庭が安定した生活ができるように支援・相談体制を充実する。	
74			ひとり親家庭の方が自分の能力を高め収入を増やすため「チャレンジ」できるような条件整備を進めるよう取組みます。	子育て家庭支援課	A	母子・父子自立支援プログラム策定員及び母子・父子自立支援員が、自立支援プログラム策定などにより、状況に応じた就労相談や貸付金等の支援を行った。 ・プログラム策定 45件(新規就労 27件) ・母子福祉資金貸付件数 41件		各種制度を利用して、生活の基盤を整備する。	
75	(2) 生活困難を抱える家庭への支援	自立生活に向けての支援	生活困難を抱える男女が適性や能力に応じて、自立した生活に向けて動き出せるよう、関係機関が連携し、情報提供や支援体制の充実を図ります。	市民生活相談課	A	下記の生活困窮者支援事業を市役所関係課及び地域の関係機関と連携し包括的に実施しました。 ・自立相談支援事業 新規相談者実人数531人 ・家計改善支援事業 利用者実人数372人 ・就労支援事業 就職決定者数延べ人数99人 ・学習・生活支援事業 登録者数 中学生19人 延べ参加人数414人 高校進学全員志望校に合格3人 ・多機関協働による包括的支援体制整備事業 ひきこもり支援会議2回開催 相談件数129人		相談者の抱えている様々な問題を関係課、関係機関等と連携をとりながら解決し生活再建に向けて相談支援を継続していく。	

重点課題 2 心とからだの健康の保持増進

No.	施策	プランやす事業名	プランやす事業の概要	担当課	2020年度(R2年度)事業実績等		課題・問題点等	第3次行動計画終了時点での到達目標	備考
					取組評価	事業実績及び取組評価の理由等			
76	(1) 生涯を通じた健康支援の充実	健診機会・健康教育・相談の拡充	定期的な健康診査を受ける機会が少ない主婦や自営業、農業に従事する女性に対して、受診の重要性を健康教育を通して周知徹底させ、受診機会の拡充や生活の見直しを推進します。また、男女ともに生涯にわたり健康を維持できるよう、心の健康も含めた総合的な保健医療対策、更年期障害の軽減や生活習慣病、寝たきり、認知症などの予防に向けた健康づくり教室や相談の充実を図ります。	健康推進課	B	特定健診については昨年度同時期より受診率が向上している(46.5%→47.4%)。がん検診については受診率(平均12.4%)は低いが年々増加している。個別通知・再通知を実施し受診勧奨に努めた。 ①健康診査(特定健診) 受診者 3265人 生活習慣病健診 受診者 32人 ②がん検診 受診者数 胃がん 449人 大腸がん 1664人 乳がん 702人 子宮頸がん 1157人 肺がん 394人 ③健康相談 69人(卒煙相談含む) ④健康教室 397人 ⑤訪問指導 7人	がん検診について引き続き個別勧奨等により受診率向上に努める必要がある。	男女の検(健)診等の受診率の向上に向けた受診勧奨と啓発を行い、自ら健康を意識し、健康づくりに取りくめるように努める。	

77	(1) 生涯を通じた健康支援の充実	母性保護の啓発促進	あらゆる場を通して、女性の妊娠・出産などの生理的機能の重要性について理解を深められるよう母性保護について指導・学習・啓発に努めます。また、産む性としての機能が性差別の原因とならないよう啓発に努めます。	健康推進課	B	母性保護について啓発を実施 ①母子健康手帳交付者数 404人 ②出産準備教室参加者数 25人/13組 母子健康手帳交付時に、妊産婦への配慮、妊産婦に対し周囲(公共交通、喫煙等)でやさしい環境づくりの契機となるようにマタニティキーホルダー配付し、啓発。同様に、妊娠をきっかけとして、事業時には母性保護のリーフレット配付し周知啓発を実施した。	妊娠・出産等のあらゆる機会に母性保護の啓発に努める。	
78			母性保護に配慮した就労環境の整備のため、関係機関と連携し、マタニティ・ハラスメントの防止などの啓発を行います。	商工観光課	B	マタニティハラスメントの防止に関するDVD教材を購入し、貸出促進のチラシを配布し啓発した。	取組を継続する。	
79		リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利の尊重)の考え方についての理解、認識を深めるための啓発に取組みます。	人権施策推進課	B	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての認識率向上を図る必要があるが、啓発事業が実施できなかった。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての認識率向上。	

基本目標 IV

推進体制の整備・充実

重点課題 1

計画推進体制の整備

No.	施策	プランや事業名	プランや事業の概要	担当課	2020年度(R2年度)事業実績等		課題・問題点等	第3次行動計画終了時点での到達目標	備考
					取組評価	事業実績及び取組評価の理由等			
80	(1) 市民参画による行動計画の推進	推進状況の公表	男女共同参画行動計画を推進するため、進捗状況を市民に公表し、施策の反映に努めます。	人権施策推進課	A	行動計画の進捗状況を市のホームページに公開し、市民に情報提供した。		行動計画の進捗状況公表の継続。	
81		男女共同参画審議会での取組	行動計画の進捗状況について、定期的に成果と問題点を把握し、審議会での答申・提言や意見具申などの審議に積極的に取組みます。	人権施策推進課	A	行動計画の進捗状況の調査を実施して成果と問題点を把握し、その資料をもとに審議会を開催した。また、第4次男女共同参画行動計画にかかる審議会答申を受け行動計画を策定した。		第4次男女共同参画行動計画(案)の審議を行い、策定の完了。	
82		行政と市民団体による協働	市民団体と行政との協働により、この行動計画をともに進め、啓発・推進していきます。	人権施策推進課	B	参画やすが行政と協働して活発な活動ができるように支援を行った。		参画やすと協働で各種事業を行い、計画の目標を達成する。	
83	(2) 庁内体制の整備	男女共同参画推進本部と推進組織の強化	計画が実行性のあるものとなるよう担当の位置づけや権限を明確にします。また、計画を総合的・計画的に推進していくために庁内に組織している男女共同参画推進本部の機能を整備し、推進本部会議を定期的に開催し、施策の進捗状況、課題、評価できるよう充実します。	人権施策推進課	A	男女共同参画推進本部幹事会議、本部会議は実施しなかったものの、各組織員にメールにて資料提供し、確認・意見聴取を行った。		男女共同参画推進本部幹事会議、本部会議の定期的な開催。	
84	(3) 拠点施設の充実	拠点施設の充実	男女共同参画、男女平等の意識を広く市民に普及啓発するとともに、男女共同参画における活動団体が主体的に活動できるように、活動・交流・情報発信の場となる拠点の充実に努めます。	人権施策推進課	A	野洲市人権センターを男女共同参画のための拠点施設として、参画やすの事業等で利用した。		男女共同参画のための拠点施設の確保。	

No.	施策	プランやす 事業名	プランやす 事業の概要	担当課	2020年度(R2年度)事業実績等		課題・問題点等	第3次行動計画終了時 点(令和2年度)での到達 目標	備考
					取組 評価	事業実績及び取組評価の理由等			
85	(4) 多様な主体の 連携・協	自主グループ・ 団体育成支援	男女共同参画社会づくりに向けて地域に密着した活動を促進するとともに、活動するグループや団体を育成し、活動が活発に展開されるよう支援を行います。	市民サービスセンター	B	地域に密着した活動である『やすまる広場』は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小してパネル展示のみを実施した。団体間交流や活発な活動が困難な中、パネルの更新作業やコロナ禍での活動に対する相談などの支援を行った。		取組を継続する。	
86		多様な主体との 連携・協働	民間活動団体や事業者など多様な主体と行政による積極的な連携、協働を推進していきます。	人権施策推進課	B	参画やすと協働で事業を実施し、男女共同参画の推進に取り組んだ。	参画やすが3月11日をもって発展的解散となったことから、協働で事業を実施する団体活動が活発となるよう取り組む必要がある。	民間活動団体や事業者などとの交流会を年1回以上実施する。	

重点課題 2 推進体制機能の充実

No.	施策	プランやす 事業名	プランやす 事業の概要	担当課	2020年度(R2年度)事業実績等		課題・問題点等	第3次行動計画終了時 点での到達目標	備考	
					取組 評価	事業実績及び取組評価の理由等				
87	(1) 庁内機能の 充実と職員 研修	職員研修の実施	行政関係職員が男女平等意識を持ち、男女共同参画の視点に立った職場の管理、部下の指導・育成が行えるよう研修を推進します。	人事課	A	男女共同参画を統一テーマとして職場研修は実施していないが、人事評価制度の適切な運用や必要な能力の養成に向けた研修機会の提供等を通じ、職員一人ひとりの成長と意識の醸成を図った		職員研修の継続。		
88		職員用ハンドブックの活用	職員一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、啓発・推進していくためのハンドブックを配布して、それぞれの職場で実践できるようにします。	人権施策推進課	A	各職場の研修等で利用していただくよう、「職員用ハンドブック」をイントラ等に掲示し、職員の誰もがいつでも閲覧や使用ができるようにした。		業務の中での「職員用ハンドブック」の活用。		
89		定期的な調査・ 研究の実施	男女共同参画に係る意識と実態の調査を定期的に実施します。	人権施策推進課					調査結果を次期の計画に反映させる。	
90		情報の確保	県及び他市町との連携を図るとともに、定期的な情報交換などの機会を確保し、情報収集を図ります。	人権施策推進課	A	国や県からの情報を収集するとともに、各種研修会等に参加すること等によって情報交換を行った。		男女共同参画に関する情報を確保し、庁内で共有する機会を設ける。		
91	事(業2)の 充実談	相談窓口の充実	男女共同参画に関する相談業務の充実に向け、県や関係機関との連携に努め、相談しやすい環境づくりに努めます。	人権施策推進課	A	相談にあたっては関係機関との連携を密にするとともに相談室を設置し、より相談しやすい環境づくりに努めた。また、広報等により女性の人権ホットラインなどの相談窓口の周知を行った。		相談しやすい環境の整備。		
92	源(3)の 確保 保財	必要な財源の確保	男女共同参画関係事業促進のための財源確保を図ります。	人権施策推進課	A	厳しい財政事情であるが、積極的に財源確保に努めた。		必要な財源の確保。		

【体系・重点課題ごとの集計結果】

基本目標	重点課題	施策内容	2020(R2)年度 取組評価の項目数				
			A	B	C	D	評価なし
I あらゆる分野への男女共同参画	1. 女性も男性もともに参画するまちづくり	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	8	7	0	0	0
		(2) 女性のエンパワーメントの促進					
		(3) 男女共同参画の視点に立った防犯、防災、環境、その他さまざまな分野の促進					
	2. 多様な選択のできる環境づくり	(1) 多様な働き方ができる就労環境の整備	4	2	0	0	0
		(2) 職業能力開発・向上のための施策推進					
		(3) 就労のための情報提供					
	3. 職業生活と家庭・地域生活の両立の支援	(1) ワーク・ライフ・バランスの促進	3	11	0	0	0
		(2) 多様な働く場づくり(農業など)の改善					
		(3) 子育てを支える社会的基盤の整備など					
II 男女共同参画を進める意識づくり	1. 家庭における男女平等の意識づくり	(1) 家庭における男女平等教育の促進	3	4	1	0	0
		(2) 自立意識の醸成					
	2. 地域社会における男女平等の推進	(1) 男女共同参画推進のための社会づくりの広報・啓発	8	3	0	0	0
		(2) 男女共同参画を推進する人材の育成					
		(3) 地域におけるあらゆる分野での男女共同参画意識の浸透と仕組みづくり					
	3. 男女平等教育の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った学校・園所教育の推進	8	0	0	0	0
	4. 国際社会への対応	(1) 国際的な取組との協調	1	0	0	0	0
	5. 男女間のあらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(1) 性の尊重についての啓発推進	6	3	0	0	0
		(2) かけがえのない命を大切にす意識の浸透					
	III だれもが安心して働き暮らせるまちづくり	1. 一人ひとりの自立のためのまちづくり	(1) 子育て支援の充実	3	0	0	0
(2) 生活困難を抱える家庭への支援							
2. 心とからだの健康の保持増進		(1) 生涯を通じた健康支援の充実	0	4	0	0	0
IV 推進体制の整備・充実	1. 計画推進体制の整備	(1) 市民参画による行動計画の推進	4	3	0	0	0
		(2) 庁内体制の整備					
		(3) 男女が主体的に活動できる拠点の充実					
		(4) 多様な主体の支援・協力・連携					
	2. 推進体制機能の充実	(1) 庁内機能の充実と職員研修	5	0	0	0	1
		(2) 相談事業の充実					
(3) 財源の確保							
		小 計	53	37	1	0	1

【集計結果】

取組評価	内 容	達成率	2020(R2)年度	割合
A	プラン目標に沿った事業展開が概ねできた。	達成率80%以上	53	57.6%
B	プラン目標に沿った事業展開がある程度できた。	達成率50%以上80%未満	37	40.2%
C	プラン目標に沿った事業展開があまりできなかった。	達成率50%未満	1	1.1%
D	プラン目標に沿った事業展開がまったくできなかった。	達成率0%	0	0.0%
評価なし	対象年度ではない。(5年ごとの調査等)	—	1	1.1%
合 計			92	100.0%